

新闻摘要

(2016 年 12 月 1 日~2017 年 5 月 31 日)

12 月 2 日 (星期五)



厚生労働省公布, 遺華日本人一行 4 人 (遺華日本人 4 人、护理人员 4 人) 的集体暂时回国日程是从 12 月 13 日 (星期二) 到 12 月 24 日 (星期六), 共 12 天。委托公益財団法人《中国残留孤儿援护基金》实施。厚生労働省从平成 6 年 (1994 年) 开始实施中国遺華日本人的集体暂时回国活动, 平成 5 年 (1993 年) 之前, 集体暂时回国是由民间团体负责实施的。

12 月 20 日 (星期二)

作为新的事业活动, 厚生労働省从今年 (2016 年) 度起开始“收集・公开遺華日本人等的证言影像事业”。以遺華日本人为对象的访谈调查已经从 2016 年 4 月开始实施, 面向遗留在库页岛等的日本人的采访面谈也将从明年 (2017 年) 1 月开始实施。

2 月 5 日 (星期日)

去年 (2016 年) 11 月 30 日, 遺華日本残留妇人 K 女士 (91 岁) 带着三儿子夫妇回到祖国日本永住。从 2016 年度起, 东京都内的公团住宅的一室成为以国费永住归国的遺華日本人刚永住之后的入住设施。K 女士成为第一号入住者。

2 月 10 日 (星期五)

厚生労働省的有关库页岛等的归国者的证言影像的摄影从 1 月开始。今年 (2016 年) 度的拍摄对象是中国和库页岛等的归国者共 20 人。拍摄计划将持续到明年 (2017 年) 度。



5 月 19 日 (星期五)

厚生労働省公布, 遗留在库页岛的 8 名日本人 (遗留日本人 8 人, 护理人 8 人) 的集体暂时回国日程是从 5 月 20 日 (星期六) 到 5 月 31 日 (星期三), 共计 12 天。委托特定非营利活动法人日本萨哈林协会负责实施。厚生労働省从平成 7 年开始实施库页岛的遗留日本人的集体暂时回国活动, 平成 6 年以前集体暂时回国活动是由民间团体负责实施的。

ニュース記事から

(2016 年 12 月 1 日~2017 年 5 月 31 日)

12 月 2 日 (金)

厚生労働省は、中国残留邦人の集団一時帰国 4 名 (残留邦人 4 名、介護人 4 名) の日程が 12 月 13 日 (火) から 12 月 24 日 (土) までの 12 日間になったと発表した。公益財団法人中国残留孤儿援護基金に委託して行う。厚生労働省では、平成 6 年から中国残留邦人の集団一時帰国事業を実施しており、平成 5 年以前は民間団体等による集団一時帰国が行われていた。

12 月 20 日 (火)

厚生労働省では、今年 (2016 年) 度から新事業として「中国残留邦人等の証言映像収集・公開事業」を開始した。すでに 4 月から中国帰国者への聞き取りが開始されていたが、来年 (2017 年) 1 月から樺太等帰国者への聞き取りも始まる。

2 月 5 日 (日)

昨年 (2016 年) 11 月 30 日、中国残留婦人 K さん (91) が三男夫婦を連れ、祖国・日本に永住帰国した。2016 年度から東京都内の公団住宅の一室が国費で永住帰国した中国残留邦人の永住直後の入所施設となった。K さんはその入所第 1 号である。

2 月 10 日 (金)

厚生労働省の樺太等帰国者の証言映像の撮影が 1 月に開始された。今年 (2016 年) 度の撮影は、中国と樺太等からの帰国者合わせて 20 名となる。撮影は来年 (2017 年) 度も引き続き行われる予定。

5 月 19 日 (金)

厚生労働省は、樺太等残留邦人の集団一時帰国 8 名 (残留邦人 8 名、介護人 8 名) の日程が 5 月 20 日 (土) から 5 月 31 日 (水) までの 12 日間になったと発表した。特定非営利活動法人日本サハリン協会に委託して行う。厚生労働省では、平成 7 年から樺太等残留邦人の集団一時帰国事業を実施しており、平成 6 年以前は民間団体等による集団一時帰国が行われていた。

① 请注意: 本栏目的新闻皆为一般报章的报道摘要。因此, 并非为政府正式公布之内容, 其中一部分还包含媒体的观察消息, 敬请注意。

① ご注意: 本欄の内容は、すべて一般の新聞などで報道された内容を要約して掲載しているものです。したがって、政府が公式に発表したものではなく、一部には報道機関の観測記事なども含まれていますので、ご注意ください。